



2013年6月6日 第2013-34号

【発行】 J A M

【発行責任者】 宮本 礼一

【編集】 政策・政治グループ

TEL 03-3451-2425

E-Mail : seisaku.seiji@jam-union.jp

規制改革会議答申

## 雇用分野の規制改革は許さない！！

6月5日、政府の規制改革会議は答申をまとめ、安倍総理に提出しました。雇用の分野では、①ジョブ型正社員の雇用ルールを整備、②労働時間法制に関する見直し③有料職業紹介事業の規制改革、④労働者派遣制度の見直しの4つのテーマについて取りまとめています。また、

雇用分野の規制改革の目的として、「雇用の多様性、柔軟性を高める政策を展開し、失業なき円満な労働移動を実現させていく必要がある」としていますが、このような働く者を脅かす規制改革は許されるものではありません。

### 1. ジョブ型正社員の雇用ルールを整備

現在の正社員とは別に、職務、勤務地、労働時間が限定されている「ジョブ型正社員」制度を導入するためのルールを整備する。

**会社が勝手に勤務地や仕事を無くした上で「ジョブ型正社員」をクビにしても文句一つ言えな  
くありません。「クビにされやすい正社員」となってしまう危険性があります。**

### 2. 企画業務型裁量労働制やフレックスタイム制等労働時間法制の見直し

時間外労働の補償のありかた、労働時間規制に関する適用除外と裁量労働制の整理統合等労働時間規制全般の見直しが重要な課題。

**労働時間規制の適用除外者を増やそうとしています。労働者はどれだけ残業しても残業代を  
受け取ることができず、「タダ働き」となってしまいます。**

### 3. 有料職業紹介事業の規制改革

民間人材ビジネスの活用によるマッチング機能強化の観点から、求職者からの職業紹介手数料徴収が可能な職業の拡大を検討する

**「私は仕事がほしいので、お金を払ってでも私に仕事を紹介してください」というのは禁止で  
す。職業安定法では、一定の例外を除き、求職者から手数料を徴収するのは原則として禁止  
されています。**

### 4. 労働者派遣制度の見直し

派遣労働の規制手法を抜本的に見直し、できる限り簡素でわかりやすい仕組みに改めるべきである。

**派遣労働に関する規制が撤廃されると、従来の正社員から派遣労働者へと置き換わってしま  
う恐れがあります。労働者派遣は、職業安定法で禁止されている「労働者供給」を合法的にし  
たものです。派遣労働の規制を撤廃したら労働者供給を禁止する意味がありません。**